

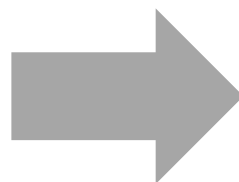
新規制基準の背景・考え方 – 規制の枠組みに対する第三者機関の評価 –



ワーキングの詳細
はこちらから

論点No.223

原子力の規制の枠組みが妥当なものなのかどうかについて、第三者の専門家や機関から評価してもらうべきではないか。



第30回ワーキング
(2025.2.12) で議論

ワーキングチーム検証結果

原子力規制委員会は、外部の専門家で構成する審査会を設置し、**第三者的立場から規制の有効性の確認や助言を受ける仕組みがあること、国際原子力機関による規制評価サービスを受け入れていること**などを確認。

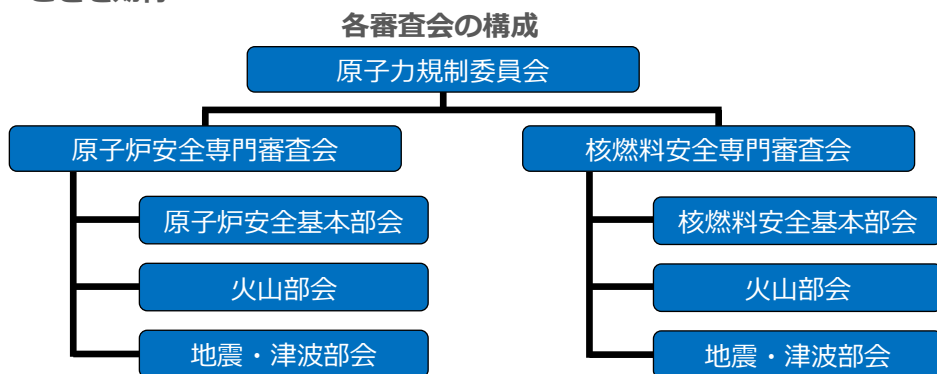
ワーキングチーム検証結果（抜粋）

○原子炉安全専門審査会・核燃料安全専門審査会

- 原子力規制委員会は、原子炉及び核燃料の安全性に関する事項を調査審議する「原子炉安全専門審査会」及び「核燃料安全専門審査会」を設置
- 各審査会は、原子炉や核燃料物質のそれぞれの専門家のほか、自然災害や人的・組織的要因など様々な分野の学識経験者で構成
- 原子力規制委員会としては、各審査会に対して、**いわゆる第三者的立場から、原子力規制委員会の行う規制業務の有効性の確認や助言を受けることを期待**

○国際原子力機関による評価サービスの受入れ

- 国際原子力機関（IAEA）が原子力規制に関する法制度や組織を含む幅広い課題について評価する総合規制評価サービス（IRRS）を受入れ。（過去に2016年にイニシャルミッション、2020年にフォローアップミッション）
- 2026年1月から2月にかけてイニシャルミッションを受入れ。
- 「前回のミッション以降、日本は規制枠組みをさらに強化し、高度に独立した規制機関が、明確なリーダーシップを持ち、安全と効果的かつ効率的な規制に強く焦点を当て、透明性のある意思決定を行っている」などの見解が示された。



2026年のIRRSミッション